

「しまねっこ」で島根の認知度向上・産業振興・観光誘客を！ 7/1～島根県観光キャラクター「しまねっこ」の商標使用料が免除されます！

島根県観光キャラクター「しまねっこ」のイラスト等の使用には使用料が必要でしたが、このたび島根県内に事業所がある企業・団体及び個人が使用される場合は、使用料を全額免除することとしました。

■目的

島根県観光キャラクター「しまねっこ」のイラスト等は、現在、食品やキーホルダーなどお土産物を始め、文具や衣類、その他広告など幅広く使用され好評を得ています。これらの商品の販売が伸びることで、小売や製造に携わる事業者にも経済効果が広がりつつあります。そこで、次の2点を期待して、使用料を免除することとしました。

- (1) 販売・製造コストの軽減による「しまねっこ」関連商品の取り扱いの利便性向上
- (2) 「しまねっこ」関連商品の広がりによる島根県の認知度向上

■「しまねっこ」使用料変更の概要

使用にあたっては、これまでどおり(公社)島根県観光連盟に申請手続きが必要です。

これまで

【商品・景品に使用する場合】

- ①使用許諾料
 商品の販売予定総額×1%
 景品の製造・制作費用×1%
- ②証紙代
 1個につき1円



H26.7～

- 適用時期
 平成26年7月1日申請受付分より
- 対象者
 島根県内に事業所がある企業・団体及び個人
- 使用許諾料・証紙代
 当分の間、免除

■「しまねっこ」関連商品の売上高

- H22.1 島根県観光キャラクター「しまねっこ」お披露目
 H23 (ゆるキャラ@グランプリ 21位)
 9社、1億37百万円 (うち県内 4社、64百万円)
 H24 (ゆるキャラ@グランプリ 6位)
 45社、6億45百万円 (うち県内 31社、4億26百万円)
 H25 (ゆるキャラ@グランプリ 10位) ※H26.2末現在
 106社、8億86百万円 (うち県内 56社、5億42百万円)

島根のみんなにゃにしまねっこをどんどん使って、全国のお友達にアピールしてほしいにゃ！



しまねっこの商標使用について、詳しくは下記URLをご覧ください。
<http://www.kankou-shimane.com/shimanekko/use/index.html>